

「とくしま“人財”バンク」設置運営要綱

【第1章 総括】

(目的)

第1条 この要綱は、少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口の大幅な減少が見込まれるなか、県退職者を民間分野で、地域人材を公共分野で、ともに活用促進を図る「官民人材交流による社会貢献システム」を構築するため、「とくしま“人財”バンク」(以下「バンク」という。)を設置し、もって、県退職者の知識・経験を活かした「地域社会の活性化」及び再就職における透明性、公正性、公平性の確保による「県民の信頼確保」並びに地域人材の積極活用による「県組織執行力の向上」に資することを目的とする。

(バンクの機能)

第2条 バンクは次の機能を有する。

- (1) 民間企業・団体等における県退職者の活用促進
- (2) 県業務における地域人材の活用促進
- (3) 市町村・教育機関などへの講師派遣
- (4) バンク全体のコーディネート及び情報発信

(管理運営体制)

第3条 バンクの運営に係る庶務は、人事課において処理する。

- 2 各部局においては、人事課と連携し、人材情報収集、企業・団体等への情報提供等を支援する。
- 3 前条の機能の一部については、徳島県立総合大学校人材登録システムを活用する。

【第2章 県退職者の活用促進】

(人材情報の登録)

第4条 県を定年又は早期退職募集制度により退職する職員（教育職員、警察職員及び公営企業職員を除く。以下同じ。）及び既退職者のうち、企業、団体等への採用等を希望する者（以下、「県退職者等」という。）は、バンクに自らの人材情報を登録できるものとする。

- 2 前項の採用等は、企業・団体への役員就任、ボランティア活動への参加、県への再任用、非常勤職員の採用を含む。
- 3 県退職者等は、人材登録票（様式第1号）を、別に定める登録期間内に、郵送、電子メール等により人事課に提出するものとする。ただし、提出時に県職員である者にあつては、各部局主管課等を通じて提出するものとする。
- 4 バンクは、提出された人材登録票に基づき、県退職者等人材情報データベース（以下「退職者等データベース」という。）を作成する。
- 5 退職者等データベースの登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、毎年度の登録期間内に、変更点を人事課に報告するものとする。

(求人情報の登録)

第5条 県退職者等の採用等を行う意向のある企業、団体等（以下「求人企業等」という。）は、バンクに求人情報の登録を行うものとする。

- 2 求人企業等は、人材求人票（様式第2号）を、随時、郵送、電子メール等により人事課に提出するものとする。

(人材情報の提供等の手続き)

第6条 バンクは、企業等から求人票が提出されたときは、原則として、以下の手続きを経るものとする。ただし、求人企業等からの申し出により、その一部を省略することができる。

- 2 バンクは、退職者等データベースから求人企業等の求人要件を満たす人材について、個人が特定される情報を除き、企業等に対して人材情報を提供する。
- 3 求人企業等は、前項の規定により提供された人材情報に基づき、面接等実施候補者を選定し、バンクに通知するものとする。
- 4 バンクは、前項の通知があつたときには、面接等実施候補者に対し、当該求人企業等の求人情報を提供する。
- 5 前項の提供を受けた面接等実施候補者が、当該求人企業等の面接等を希望するときは、バンクは当該求人企業等に対し、個人が特定される情報を含む人材情報を提供する。
- 6 前項の提供を受けた企業等は、面接等実施候補者に対し、面接又は書面等による選考を行い、採否を決定するものとする。

(個人による再就職)

第7条 この要綱の規定は、バンクへの人材情報登録の有無に関わらず、県退職者等の個人の活動による企業等への再就職を妨げるものではない。

(内定の報告)

第8条 県退職者等は、第6条の手続きを経て求人企業等（県を除く。）から採用等の内定（決定を含む。以下同じ。）の通知を受けたとき、若しくは個人の活動による企業、団体等への採用等が内定したときは、職員の退職管理に関する条例（平成28年徳島県条例第9号）第3条の規定により届け出をする場合を除き、速やかにその旨を人事課に報告するものとする。ただし、採用等の内定時に県職員である者にあつては、各部局主管課等を通じて報告するものとする。

(退職金の不支給)

第9条 バンクは、県退職者等が、第6条の手続きを経て求人企業等に再就職した場合は、再就職した企業、団体等に対し、再就職した県退職者等に対する退職金（退職金に準ずる支給金を含む）を支給しないことを要請する。

(再就職状況の公表)

第10条 バンクは、第8条の規定により報告された事項のうち、退職時の職級が正課長級以上の者に係るものを、本人及び再就職先企業等の同意のもと、公表する。

2 前項の規定による公表は、次に掲げる項目について、毎年6月末までの過去一年間における再就職の状況を取りまとめて行う。

(1) 再就職した県退職者等の氏名、退職時の年齢、退職時の所属・職、退職年月日

(2) 前号の県退職者等が再就職した企業、団体等の名称・役職、再就職年月日

【第3章 地域人材の活用促進】

(有識者人材情報データベースの構築)

第11条 バンクは、県の審議会等（「審議会等の設置及び運営に関する要綱」第2条に基づくものをいう。以下同じ。）の委員の選任状況について各部局から報告を求め、有識者データベースを作成する。

(有識者人材情報データベースの活用)

第12条 県の各部局においては、委員選任に当たって、有識者データベースを有効に活用し、バンクは、各部局からの照会があったときは、有識者データベースから必要な情報を提供する。

(公募情報の収集及び広報)

第13条 バンクは、非常勤職員や審議会等の公募委員等の公募状況について各部局から報告を求め、その結果を県ホームページを通じて広報する。

(公募枠の拡大)

第14条 非常勤職員等の募集、採用等の事務は各部局において行い、その際、各部局は、公募枠の拡大に努める。

【第4章 透明性等の確保】

(運営状況公表)

第15条 バンクの運営における透明性、公正性、公平性を確保するため、バンクは毎年度1回、運営状況を県ホームページに掲載することにより公表する。

附則

この要綱は平成20年12月18日から施行する。

附則

この要綱は平成21年8月21日から施行する。

附則

この要綱は平成23年11月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年12月19日から施行する。

附則

この要綱は平成27年6月29日から施行する。

附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和元年7月1日から施行する。

附則

この要綱は令和5年9月1日から施行する。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。